一人親方特別加入労災保険について

１．特別加入者の範囲

建設の事業を常態として労働者を使用しないで行うものに限られています。

２．特定業務に従事している場合

次の業務に従事している方は加入前に健康診断を受ける必要があります。

イ．粉じん作業を行う業務　　３年以上

ロ．身体に振動を与える業務　　１年以上

ハ．有機溶剤業務　　６ヶ月以上

３．保険料について（給付基礎日額によって保険料が変わります）

休業中の補償金（日額の８０％，３日間待機）や、万一後遺症が遺った場合や死亡した場合の補償金はすべて給付基礎日額に応じて支給されます。

給付基礎日額	保険料（4/1～翌年の 3/31）
５，０００円	３２，２２５円
６，０００円	３８，４３０円
７，０００円	４４，６３５円
８，０００円	５０，８４０円
９，０００円	５７，０４５円
１０，０００円	６３，２５０円
１２，０００円	７５，６６０円
１４，０００円	８８，０７０円
１６，０００円	１００，４８０円
１８，０００円	１１２，８９０円
２０，０００円	１２５，３００円
２２，０００円	１３７，７１０円
２４，０００円	１５０，１２０円
２５，０００円	１５６，３２５円

＜労災補償対象になるもの＞

・請負（有償）工事現場、及びその作業を自家内作業場内で行った場合の怪我。

＜労災補償対象にならないもの＞

・自宅、作業場の補修工事。

・自家内作業場で請負工事でないもの（木工、鉄工など）をストックする為に製造している場合。

※4000 円の給付基礎日額をご希望の場合は、別途書類が必要ですのでお問い合わせください。

４．年度の途中で給付基礎日額は変更できません。（４月～翌年３月迄）

５．加入受付は随時行っていますが、保険料は月割で計算します。

１月～３月にご加入の方は、労災保険料３月分までの納入と、次年度分の労災保険料を４月のお引落しの時に１年分全納でお願いします。